

●市立病院外来診療日程●

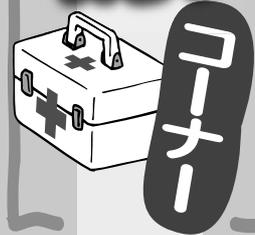
○…午前・午後とも診療 △…午前のみ診療 ×…休診
□…午後のみ診療
※不定期休診あり(右下欄参照)

内科	整形外科※	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科	月
○	△	○	休診	×	△	×	○	○	月
○	△	△		△	△	△	○	×	火
○	△ ○ _{第2}	△		×	□	×	△	×	水
○	○	△		×	△	×	○	×	木
○	○	△		×	×	△	○	○	金



市立病院の診療日程

医療



※初診の方、及び診療券(カード)をお忘れの方の受付は8時からです。土曜日、日曜日、祝日は休診です。

午後			午前	
15時00分～16時00分	13時00分～15時00分	13時00分～16時00分	9時30分～11時30分	7時45分～11時30分
小児科(※以外)	内科・外科・眼科・整形外科	泌尿器科	整形外科 (※第3除く・金)	全科・ 整形外科(月)・(※第3)(木)



平日の受付時間

年末年始の外来休診日について

■12月31日(土)～1月5日(木)の6日間は年末年始につき外来診療は休診となります。

整形外科外来からのお知らせ

■1月の休診日は、13日(金)、23日(月)、27日(金)です。

泌尿器科外来からのお知らせ

■毎週金曜日は休診となっています。

市立病院スタッフ募集のお知らせ

◆募集職種及び人員

- 臨床検査技師(正職員)…1名
採用予定日:平成24年4月1日
応募締切:平成24年1月20日(金)
※市発行の願書提出により受付
詳細につきましては、市立病院ホームページまたは下記までお問合せください。
- 救急外来夜間専従者(臨時職員/看護師・准看護師)
(1回の当直につき23,200円) …若干名
- 看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート) …若干名
- 病棟看護助手(臨時もしくはパート/資格不要) …若干名

その他、各職種の登録も随時募集しています。

問合せ
市立赤平総合病院管理課 ☎32-3211 (内線433)

29日(日)	22日(日)	15日(日)	9日(祝)	8日(日)	3日(年始)	2日(年始)	1日(年始)	1月
みなみ歯科医院(滝川市) ☎24・3734	あい歯科クリニック(滝川市) ☎22・8500	しらかば歯科(新十津川町) ☎76・4181	塚本歯科医院(滝川市) ☎23・2508	長谷川歯科医院(赤平市) ☎32・3043	神山歯科医院(赤平市) ☎32・2575	沼田歯科医院(舎戸別市) ☎0124・22・3578	長谷川歯科医院(赤平市) ☎32・3043	病・医・院・名
歯科診療時間 午前9時から正午(年始は午後3時)まで								



マイコプラズマ肺炎



問合せ 市立赤平総合病院内科・小児科外来 ☎32-3211

Q1 どのような病気ですか？今年増えていると聞きましたが、どうして増えているのですか？

A1 マイコプラズマ肺炎は、「肺炎マイコプラズマ」という細菌に感染することによって起こる呼吸器感染症です。小児や若い人の肺炎の原因としては、比較的多いものの1つです。例年、患者として報告されるもののうち約80%は14歳以下ですが、成人の報告もみられます。

例年、マイコプラズマ肺炎は1年を通じてみられ、冬にやや増加する傾向があります。過去には、昭和59年、昭和63年に比較的大きな流行があったほか、平成12年以降は徐々に患者数が増加傾向にあります。平成23年は夏頃から患者数の増加が報告されていますが、増加した理由はよくわかりません。

Q2 どのようにして感染するのですか？

A2 患者の咳のしぶきを吸い込んだり、患者と身近で接触したりすることにより感染すると言われています。家庭のほか、学校などの施設内でも感染がみられます。感染してから発症するまでの潜伏期間は長く、2～3週間くらいとされています。

Q3 どのような症状が出ますか？

A3 発熱や全身倦怠感(だるさ)、頭痛、痰を伴わない咳などの症状がみられます。咳は少し遅れて始まることもあります。咳は熱が下がった後も長期(3～4週間)にわたって続くのが特徴です。多くの人はマイコプラズマに感染しても気管支炎ですみ、軽い症状が続きますが、一部の人は肺炎となり、重症化することもあります。一般的に、小児の方が軽くすむと言われています。

Q4 感染しないようにするために、どのようなことに注意すればよいですか？

A4 感染経路はかぜやインフルエンザと同じですので、普段から、手洗いをするのが大切です。また、患者の咳から感染しますので、咳の症状がある場合には、マスクを着用するなど咳エチケットを守ってください。


▶ 市立赤平総合病院では、マイコプラズマに感染の疑いがある場合は、血清抗体検査(30～40分程度)にて診断を実施しておりますので、内科外来もしくは小児科外来で受診の上、医師にご相談ください。
▶ 罹患直後の場合、検査結果にあらわれない場合もありますので、一定期間をおいて再度検査が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

所得区分 ※区分の詳細については お問合せください。	後期高齢者医療 +介護保険	国民健康保険 +介護保険(世 帯内の70歳～ 74歳未満)	国民健康保険 +介護保険(70 歳未満を含む 世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	

○医療と介護の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。
 ○後期高齢者医療の場合、支給額が500円未満の場合は支給されません。
【申請手続き】
 平成22年度分(平成22年8月1日から平成23年7月31日まで)の期間について支給対象となる方には、申請のご案内をします。

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
 同じ世帯の加入者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担合計が左記の表の基準を超えた場合は、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

高額介護合算医療費

医療保険からお知らせ
 ☎ 医療保険係
 32・2214